

座間市スポーツ協会規約

(名称)

第1条 本会は座間市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を座間市健康部スポーツ課内におく。

(目的)

第3条 本会は、市内のスポーツ関係団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スポーツ活動を振興し、市民の体力向上とスポーツマンシップの養成に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、市内に所在する各種目別アマチュアスポーツ団体をもって組織する。

(加盟)

第5条 本会に加盟しようとする団体は、加盟申請書を会長に提出し、評議員会において加盟団体としての承認を得なければならない。

(退会)

第6条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を附した退会願を会長に提出し、評議員会の承認を得なければならない。

2 本会の加盟団体として不適当と認めるときは、評議員会の議決により退会させることができる。

(賛助会員)

第7条 本会に賛助会員をおくことができる。

2 賛助会員に関することについては、理事会において協議する。

(事業)

第8条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会及び加盟団体相互の連絡協調並びに加盟団体の強化育成
- (2) 体育、スポーツ等に関する調査研究
- (3) 各種スポーツ大会、講習会等の開催
- (4) 各種スポーツ活動に対する奨励及び表彰
- (5) 市及び教育委員会等が開催する事業への協力
- (6) 神奈川県スポーツ協会及び各市町村体育・スポーツ協会との密接なる連絡強調
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 会 計 2名
- (6) 監 事 2名
- (7) 理 事 若干名
- (8) 評議員 若干名

(役員を選出)

第10条 前条に定める役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は、理事会において推薦し評議員会の承認を得る。
- (2) 理事長、副理事長及び会計は、理事会において互選する。
- (3) 理事は、各加盟団体から1名ずつ選出する。
- (4) 評議員は、各加盟団体から2名ずつ選出する。ただし、内1名は理事が兼ねるものとする。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- 6 評議員は、評議員会を組織し、重要事項を審議する。
- 7 会計は、本会の経理事務を行う。
- 8 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員は、任期が終了しても、次の役員が就任するまでの間その職務を行うものとする。

(名誉会長等)

第13条 本会に名誉会長及び顧問をおくことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会長が推薦し役員会の承認を得る。
- 3 名誉会長及び顧問は、重要事項につき会長の諮問に応ずる。

(機関)

第14条 本会に次の機関をおく。

(1) 評議員会

(2) 理事会

(3) 役員会

(評議員会)

第15条 評議員会は会長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員会より選出する。

3 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告の承認

(2) 予算及び決算の承認

(3) 規約の制定及び改廃

(4) 本会の加盟及び退会の承認

(5) その他、本会の事業に関する重要事項で、会長が特に必要と認める事項

4 評議員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時の評議員会を開催することができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

2 理事会は、次の事項を処理する。

(1) 会長、副会長及び監事の推薦に関する事項

(2) その他、本会の運営に関し必要な事項

3 理事長は、理事会に会長及び副会長の出席を要請し、意見を求めることができる。

(役員会)

第17条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び会計により組織する。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

3 役員会は、評議員会へ付議する事項について審議する。

(定足数及び議決)

第18条 会議の構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第21条 本会は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会の加盟団体となる。

附 則

- 1 本規約は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 座間市体育協会規約（昭和29年7月21日施行）は廃止する。

附 則

本規約（一部改正）は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規約は、平成元年4月26日から施行する。
- 2 座間市体育協会規約（昭和47年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 本規約は、平成6年5月18日から施行する。
- 2 座間市体育協会規約（平成元年4月26日施行）は廃止する。

附 則

本規約（一部改正）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本規約（一部改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本規約（一部改正）は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規約（一部改正）は、令和6年5月1日から施行する。